

No	項目	意見の概要	回答	修正 対応
1	4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	<p>区域設定の基準が農業被害だけでいいのか。</p> <p>(富谷市、大衡村は出没が多く、有害での捕獲許可実績もある区域であるが、警戒区域となっている)</p> <p>(仙台地方振興事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域については、第一期計画では東北自動車道以西の地域を重点区域、それ以外の地域を観察区域とし、第二期計画以降は農業被害及び出没の有無に応じて重点区域・警戒区域・観察区域の3つに区分してきました。</li> <li>第四期計画においても、被害発生の度合いに応じて区域を区分するという考え方に従い、区分の基準は現計画を踏襲することとします。</li> </ul>	×
2	4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	<p>大河原町では人的・農業被害はないが、令和元年度に角田市との町境付近でツキノワグマの出没が確認された。また、角田市内での目撃情報も入ってきている。</p> <p>したがって、上記の基準に照らし合わせれば、角田市と大河原町は引き続き警戒区域に指定すべきと思われる。</p> <p>(大河原町)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県自然保護課で把握している出没情報においては、大河原町及び角田市内では第三期計画期間内（平成29年4月以降）の出没が無く、農業被害の報告もないことから、警戒区域から観察区域への変更を予定しているものです。</li> <li>第四期計画（案）はこのままとさせていただきますが、出没日時や出没場所の情報を御提供頂ければ、区域の再変更について検討させていただきます。</li> </ul>	△
3	6（3）被害の防除に関する目標	<p>人身被害については、現計画期間中に目標が達成できなかったことを踏まえ、人身被害発生抑制のための新たな取組があれば、可能な限り具体的に記載すべきと思われます。</p> <p>(岩手県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、7（2）において、県自然保護課ホームページ上でツキノワグマ出没位置情報をエクセルやグーグルマップ形式で公開していること、市街地や集落内の住宅密集地などにツキノワグマが出没して人身被害の発生やその恐れがある場合は緊急捕獲許可等により出没個体の捕獲を行うことや、河川敷等を移動ルートとして利用している場合には当該箇所の下草や灌木の下刈り・刈り払い等について関係機関に働きかけることなどを新たに追記することとします。</li> </ul>	○

No	項目	意見の概要	回答	修正 対応
4	6 (4) 生息地の保護及び整備 に関する目標	<p>出沒への対応のみならず、生息環境管理や被害防除対策の観点からもゾーニング管理を継続すべきではないかと思われます。</p> <p>(岩手県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三期計画では、県ゾーニングごとの管理方針の決定や管理目標の明確化を進めて具体的なゾーン設定を行う市町村の支援を行い、市町村は各地域のクマ出沒情報等を踏まえながら、関係者が協議してゾーン設定を行うとしていました。しかしながら、本県ではツキノワグマの生息域と人間の活動区域が近接している場所が多いことなどから、第三期計画においても具体的なゾーン設定はできず、ゾーニング管理は行ってきませんでした。</li> <li>本県では、クマが出沒した場合の対応については現場の状況に応じてその都度判断し、適切に対処できていることから、本方針を継続することとし、ゾーニング管理に関する記述は削除することとしたものです。</li> </ul>	×
5	7 (1) 個体数管理	<p>国が「有害鳥獣捕獲」という言葉を使用しない形に変更してから4年以上経過している。「有害鳥獣捕獲」という言葉を使用する場合は定義した上で使用してほしい。</p> <p>(仙台市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、1 (2)において、「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）」と定義することとします。</li> </ul>	○
6	7 (1) ロ 学習放獣	<p>「宮城県学習放獣マニュアル」の位置づけも合わせて整理してほしい。</p> <p>(仙台市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「宮城県学習放獣マニュアル」はこれまで「(案)」の段階にとどまっております。正式なマニュアルの作成には至っていません。</li> <li>一方で、平成27年に日本哺乳類学会が「クマ類の放獣に関するガイドライン」を作成・公表したことから、第四期計画にあたっては、宮城県学習放獣マニュアルに関する記載は削除し、学習放獣を検討する場合は、クマ類の放獣に関するガイドラインに沿った対応の周知に努めることとします。</li> </ul>	×

No	項目	意見の概要	回答	修正 対応
7	7 (1) ロ 錯誤捕獲の対応	令和3年9月17日付「ツキノワグマ錯誤捕獲防止の徹底について」に記載された内容を追記してほしい。 (仙台市)	・ 御意見を踏まえ、7 (1) へに追記することとします。	○
8	7 (1) ロ 錯誤捕獲の対応	錯誤捕獲や人家近くに出没するケースが増えていることから、放獣体制の中でも緊急時に出動し、実施することができる麻酔銃（吹き矢）での捕獲体制を構築して欲しい。 (仙台地方振興事務所)	・ 御意見を踏まえ、7 (1) へに下記を追記することとします。 「ツキノワグマの錯誤捕獲が発生した市町村においては、日本哺乳類学会が示している「クマ類の放獣に関するガイドライン」等を参考に、放獣体制の整備について検討する。県においては、ツキノワグマの放獣が可能な民間事業者や放獣費用に活用できる補助金等の情報提供を行うと共に、国有林や県有林での放獣可能場所の選定について検討を行う。」	○
9	7 (1) ニ 捕獲数の管理	捕獲数に錯誤捕獲数も含めるのか。 (仙台地方振興事務所)	・ 県内のツキノワグマ生息数の管理には狩猟も含めた全ての捕獲数の管理が必要であることから、錯誤捕獲も捕獲数に含めることとします。	—
10	8 (1) イ 計画の実施体制及び普及啓発	ジビエとしての利活用に係る記載は、国による出荷制限が継続していることを踏まえた内容となるよう留意すべきと思われます。 (岩手県)	・ 御意見を踏まえ、7 (1) トに、出荷制限中であることも踏まえて記載することとします。	○